

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月16日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 29 号

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則（平成19年新潟市規則第120号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第33条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第15条中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。